

SOS ニュース

日常生活でトラブルが起きた場合の解決手段と手続き【3】

※ 家事調停による解決法

(1) 家庭裁判所による調停

家庭内で起きるトラブルは、円満に解決することが望ましく、また身内のことであり簡単に割り切った解決ができない場合が多くあります。

こうした理由から、家庭裁判所は人事に関する訴訟事件（離婚・離縁・認知など）の調停や、家庭で起きる一般家事事件についての調停を行います。ただし、禁治産の宣告、失踪宣告、後見人の選任、戸籍の訂正などは家庭の問題ではありませんが、その事件の性質上、紛争事件ではありませんので、審判で決定することになります。

また、こうした調停事件については、いきなり訴訟をすることはできず、まず家庭裁判所に申し立てて調停をしなければならないことになっています。（調停前置主義）

(2) 調停の手続き

調停の申立ては相手方の住所地を管轄する家庭裁判所（合意がある場合は合意した家庭裁判所）に申立てます。費用（印紙代）は、900円です。申立ては口頭でもよいことになっていますが、通常は家庭裁判所にある申立書式に必要事項を記載して提出します。

調停は、調停委員会（家事審判官と二人の調停委員）が行い、非公開です。調停には、原則として本人が出頭することになります。調停委員は双方から説明・主張を聞き、調停が成立するように努力します。そして、双方が合意すれば、調停調書が作成されます。調書の記載は確定判決と同様の効力を持ちます。しかし、調停が成立しない（不調）で、家庭裁判所が特に調停に代わる審判をしないときには、訴訟により解決することになります。

(3) 家事相談室

家庭裁判所には、家事相談室があります。調停の申立手をする場合には、家庭裁判所の受付窓口（手続きなど）、あるいはこの家事相談室に聞けば、教えてくれます。なお、家庭裁判所では、調停の他に、審判事件、少年事件も取り扱います。